

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

目 次	ページ
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	58
告 示	
○と畜場番号の指定の一部改正…………… (食品衛生課)	58
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	59
○土地改良法による道営換地計画の決定…………… (農業施設管理課)	59
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	59
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	59
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (維持管理防災課)	59
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	60
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	61
○都市計画事業の認可…………… (都市環境課)	63
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)……………	63
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)……………	66
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	68

訓 令

北海道訓令第13号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年11月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令
北海道事務決裁規程 (昭和41年北海道訓令第3号) の一部を次のように改正する。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第7項第32号中「第44条の2第4項」を「第44条の2第6項」に改め、同事項第13項第4号中「第76条第2項」を「第70条第2項」に改め、同項第5号中「第76条第8項」を「第70条第7項」に改め、同項第6号中「第77条第2項」を「第71条第2項」に改め、同表の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第18項第9号中「」第26条の4」を「。以下この項において「省令」という。）第26条の4」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号を同項第11号とし、同項第7号中「第34条第2項」を「第34条第4項」に、「徴する」を「求める」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 第34条第3項の規定に基づき、家畜人工授精所の運営の状況の報告を受けること。

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第18項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 第25条の2第1項の規定に基づき、家畜人工授精所の名称等の変更の届出を受理すること。

(7) 第25条の2第2項の規定に基づき、家畜人工授精所の廃止、休止又は再開の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第18項に次の6号を加える。

(13) 省令第33条の規定に基づき、家畜人工授精所開設許可証を交付すること。

(14) 省令第38条第1項の規定に基づき、家畜人工授精所開設許可証の書換え交付を行うこと。

(15) 省令第39条第1項の規定に基づき、家畜人工授精所開設許可証の再交付を行うこと。

(16) 省令第40条第1項の規定に基づき、家畜人工授精所開設許可証の返納を受けること。

(17) 省令第40条第2項の規定に基づき、家畜人工授精所開設許可証の提出を受けること。

(18) 省令第40条第3項の規定に基づき、家畜人工授精所開設許可証を返還すること。

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第26項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年11月20日から施行する。ただし、別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第26項の改正規定は、同年12月1日から施行する。

告 示

北海道告示第710号

平成11年北海道告示第814号 (と畜場番号の指定) の一部を次のように改正する。
令和2年11月20日

北海道知事 鈴木直道

1 早来食肉衛生検査所の項中「株式会社北海道畜産公社道央事業所早来工場早来食肉流通

センター」を「株式会社北海道畜産公社早来工場早来食肉流通センター」に改める。

2 東藻琴食肉衛生検査所の項中「株式会社北海道畜産公社道東事業所北見工場北見地区総合食肉流通センター」を「株式会社北海道畜産公社北見工場北見地区総合食肉流通センター」に改める。

3 帯広食肉衛生検査所の項中「株式会社北海道畜産公社道東事業所十勝工場十勝総合食肉流通センター」を「株式会社北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター」に改める。

北海道告示第711号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（稲都福梅地区（農薬用道路、区画整理、客土、暗渠排水、除礫））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、令和2年11月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年11月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、岩見沢市西川南地区及び滝川市江部乙北西地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和2年11月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年11月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第713号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年11月20日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第714号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和2年11月20日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 河西郡芽室町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年11月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 美唄達布岩見沢線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
岩見沢市有明町中央5番3地先から 同市有明町中央3番1地先まで		前	18.21mから 33.02mまで	100.00m	—
		後	18.21mから 37.95mまで	100.00m	—

北海道告示第716号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年11月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
原田の沢川（Ⅰ-81-0200）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡幕別町字千住（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
古舞沢川（Ⅰ-81-0280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡幕別町字古舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
協和一の沢川（Ⅱ-41-0120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡愛別町字協和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

協和二の沢川（Ⅱ-41-0130）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡愛別町字協和、字旭山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
工場裏の沢（Ⅱ-01）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡愛別町字愛山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
愛別町-1（〈5〉-4-456-1）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡愛別町字中央（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
協和（4-14-236）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡愛別町字協和、字伏古（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
愛別中央（4-48-472）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡愛別町字中央（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山里の沢（Ⅱ-71-0020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走市字山里、字稲富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
卯原内2の沢(Ⅱ-71-1200)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
網走市字卯原内(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
卯原内3の沢(Ⅱ-71-1210)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
網走市字卯原内(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第717号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年11月20日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
愛別北町(Ⅱ-4-26-1542)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡愛別町字北町(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
愛別豊里1(Ⅱ-4-27-1543)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡愛別町字北町(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
二十二線一の沢川(Ⅱ-41-0210)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡愛別町字中央(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
ウラナンスケップ左の沢川(Ⅱ-41-0230)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡愛別町字愛別(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
十三線川(I-01)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡愛別町字愛山(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
愛別豊里2(Ⅱ-4-28-1544)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡愛別町字豊里(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

<p>愛別伏古（Ⅱ－４－３０－１５４６）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡愛別町字伏古（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路新野２（Ⅱ－９－１－２０９５）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市新野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路三津浦４（Ⅱ－９－３８－２１３２）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市三津浦（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路新野１（Ⅲ－９－１－７５４）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市新野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路美濃（Ⅲ－９－２－７５５）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市美濃、美濃１６線（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路高山１（Ⅲ－９－３－７５６）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市高山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路春湖台１（Ⅲ－９－８－７６１）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市千歳町、春湖台（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路春採２丁目２（Ⅲ－９－１１－７６４）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採１丁目、春採３丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路春採２丁目３（Ⅲ－９－１２－７６５）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採１丁目、春採３丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	---

次の図のとおり

16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路紫雲台2 (Ⅲ-9-16-769)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市紫雲台、興津1丁目 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路三津浦5 (Ⅲ-9-35-788)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市三津浦 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路三津浦6 (Ⅲ-9-36-789)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市三津浦 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
清水清水 (Ⅲ-8-25-726)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡清水町字清水第1線 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第718号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和2年11月20日

北海道知事 鈴木直道

1 施行者の名称 札幌市

2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画都市高速鉄道事業(北海道旅客鉄道株式会社札幌線(2))及び札幌圏都市計画道路事業(3・4・71号横新道、7・5・42号篠路駅前団地本通及び8・7・39号高架側道7号線)

3 事業施行期間 令和2年11月20日から令和14年3月31日まで

4 事業地(収用の部分) 札幌市北区篠路2条6丁目、北区篠路2条7丁目、北区篠路3条6丁目、北区篠路3条7丁目、北区篠路4条6丁目、北区篠路4条7丁目、北区篠路5条6丁目及び北区篠路5条7丁目地内

(使用の部分) 札幌市北区百合が原7丁目、北区百合が原8丁目、北区篠路1条7丁目、北区篠路2条7丁目、北区篠路3条7丁目、北区篠路4条6丁目、北区篠路4条7丁目、北区篠路5条6丁目、北区篠路5条7丁目、北区篠路6条6丁目、北区篠路6条7丁目及び北区篠路7条7丁目地内

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第28号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年11月20日

北海道空知総合振興局長 高野瑞洋

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車 1台(交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。)

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入期日 令和3年3月22日(月)
- (4) 納入場所 北海道空知総合振興局森林室砂川事務所敷地内指定駐車場
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和2年11月20日(金)から同年12月4日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局総務課需品係
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道空知総合振興局総務課需品係
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎5階会議室(送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課)
- (2) 入札日時 令和2年12月16日(水)午後1時30分(送付による場合は、同月15日(火)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予想される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
ア 名称及び数量 乗用自動車の賃貸借 一式(1月当たりの単価) 30台分
イ 予定時期 令和3年2月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
令和2年5月22日付け北海道空知総合振興局告示第8号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道空知総合振興局のホームページ(<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道空知総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電話番号 0126-20-0022
- 12 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., December 16, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than : 5 : 00 P.M., December 15, 2020)
C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022

北海道胆振総合振興局告示第69号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年11月20日

北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 根固めブロック 323個
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 令和3年3月22日（月）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年11月20日（金）から同年12月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部会議室1（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 令和2年12月17日（木）午前9時30分（送付による場合は、同月16日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量120グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/mkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階
(3) 電 話 番 号 0143-24-9857

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Root hardening block 323
B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., December 17, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than December 16, 2020)
C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Muroran Department of Public Works Management, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9857

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第55号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年11月20日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
校内LANサーバ 一式 1台分
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 令和3年3月1日（月）から同月12日（金）まで
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年11月20日（金）から同年12月9日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午前11時）まで

イ 申 請 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室A（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和2年12月15日（火）午前11時（送付による場合は、同月14日（月）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の

公告の予定時期

ア 名称及び数量

(ア) タブレット型端末 (Chrome OS)	一式	90台分
(イ) タブレット型端末 (Chrome OS)	一式	69台分
(ウ) タブレット型端末 (Chrome OS)	一式	22台分
(エ) タブレット型端末 (Windows OS)	一式	26台分
(オ) タブレット型端末 (Microsoft Surface Go 2)	一式	8台分
(カ) パーソナルコンピュータ (Windows OS)	一式	78台分
(キ) タブレット型端末 (iPad Pro)	一式	97台分
(ク) タブレット型端末 (iPad Pro)	一式	40台分
(ケ) パーソナルコンピュータ (MacBook Pro)	一式	4台分

(ア)から(ケ)までについては、それぞれの入札とする。

イ 予 定 時 期 令和2年12月頃 (入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和2年1月24日付け北海道教育庁胆振教育局告示第4号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ (<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

(3) 電 話 番 号 0143-24-9605

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Campus LAN server 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., December 15, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 14, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁オホーツク教育局告示第50号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の適用を受ける。

令和2年11月20日

北海道教育庁オホーツク教育局長 伊 賀 治 康

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ (網走地区)	一式	13台分
イ パーソナルコンピュータ (北見地区)	一式	11台分
ウ パーソナルコンピュータ (紋別地区1)	一式	3台分
エ パーソナルコンピュータ (北海道網走養護学校)	一式	4台分
オ パーソナルコンピュータ (北海道北見支援学校)	一式	4台分
カ パーソナルコンピュータ (紋別地区2)	一式	4台分

ア)からカ)までについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 令和3年3月26日 (金)

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年11月20日（金）から同年12月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後1時）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年12月15日（火）午前10時（送付による場合は、同月14日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和2年6月30日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第32号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ
(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)
においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer 13 sets

b Personal Computer 11 sets

c Personal Computer 3 sets

d Personal Computer 4 sets

e Personal Computer 4 sets

f Personal Computer 4 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., December 15, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 14, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome,
Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan

Phone : 0152-41-0785

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第512号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年11月20日

北海道警察本部長 小島裕史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
交通パトカー（車載式速度測定装置搭載車） 9台
 - 2 落札を決定した日
令和2年10月30日
 - 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 札幌日産自動車株式会社
 - (2) 住所 札幌市中央区大通西17丁目1番地23
 - 4 落札金額
65,340,000円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
令和2年9月18日付け北海道警察本部告示第416号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-